



子どもの貧困を考える ネットワークニュース

2026年06月号

隔月発行

発行：子どもの貧困問題
大阪ネットワーク理事会

子どもの貧困と日本国憲法

理事長 中田進

食べるものが十分ない、住まいがひどい、季節に応じた衣服がない。病気になっても医療を受けられない。こういう現状に追いやられている子どもたちにとって、憲法がよびかえています。

「あなたは人間らしく生きる権利がある」と。憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。

憲法は国民には権利を、そして権力を持つ国には義務を課しています。ただ、生きているだけではなく、人間らしく健康で文化的に生きる権利があるのです。

子どもの権利条約31条は、「休息・余暇の権利」「遊び・リクリエーションの権利」「文化的な生活・芸術への参加の権利」と具体的に三つの権利を一つに束ねて示しています。

憲法13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

つまり子どもも、国民として個人として尊重され、幸せに生きる権利があり、「立法その他の国政」で「最大の尊重」をしなさいと義務付けています。

さらに、子どもが人間として成長、発達する権利として憲法26条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

貧困によって文房具が買えない、塾に行けない、進学できないなど教育を受ける機会が不当に制限されてはならないのです。

養護の先生が家を訪問したら、電気もガスも止められ、真っ暗で勉強もできない。このまま放置していいのでしょうか。

子どもの貧困の直接的な原因が親の貧困です。賃金が30年下がり続け、雇用が破壊されています。

憲法27条では、人間らしく働く権利が、28条では、労働組合を組織し、交渉し、たたかう権利が保障されています。

憲法に保障されているこれらの権利の実現のためにはたたかいや運動が不可欠です。

25条の「生存権」をめぐるたたかいの一つは「いのちのとりで」裁判です。2013年から15年、最大10%もの生活保護費が削減されました。それに対して「いのちのとりで」裁判がたたかれ、最高裁で勝利判決を勝ち取りました。この判決を力に「行政」に対するたたかいが続いています。

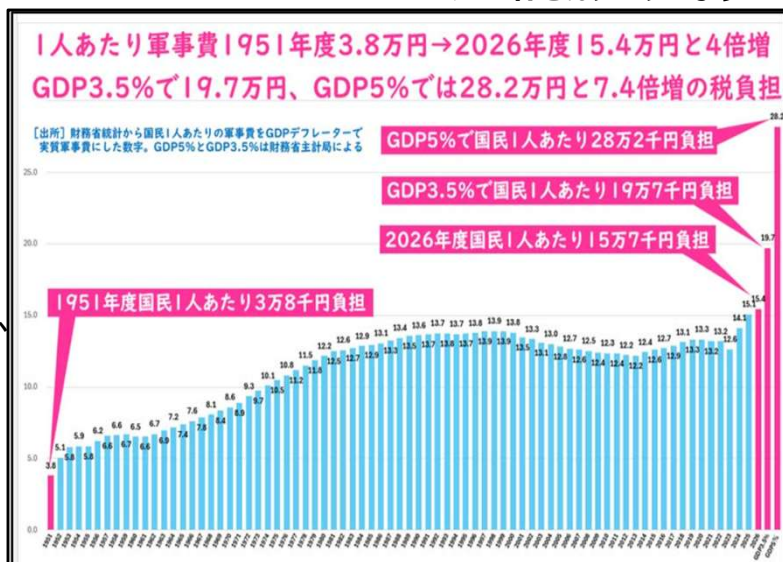
貝塚の秋桜高校の生徒が、憲法26条を学び、私学助成の署名運動に立ち上がっています。雇用と労働条件改善には、労働組合運動の前進が期待されます。

いちばん大切な「子どもの権利」は平和です。憲法9条を力に、軍事予算を削減し、その財源で子どもの貧困を解決し、子どもに平和な未来を保障しましょう。

国民一人あたりの軍事費負担4倍増！

1951年3.8万円→2026年15.4万円に

井上伸さんデータより



副首都エサに、3度目の大阪市廃止住民投票の愚策

維新の吉村知事は、住民自治の原則を覆し、大阪市廃止を決める住民投票を、大阪府民全体で行うことを画策し、「副首都機能の整備の推進に関する法律案」に附則2項を加え、これに大都市法の条項を組み込み、「大阪府全体で住民投票ができる」としていたのですが、自民党から待った！がかかり、附則2項がばっさり削られたのです。問題になったのは、憲法です。

大阪市民対象なら3度目の住民投票は負ける！では、住民投票を府民全体にしよう…、という吉村知事の悪だくみは、あっさり吹っ飛びました。また、国民民主党は『統一地方選と「大阪都構想」の是非を問う住民投票の同日実施を禁止する法案』を、近く国会に提出するとしています。6月24日新聞TVが、報道しました。

維新政治の横暴を止めたのは、憲法92条地方自治の基本原則です。

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基づいて法律でこれを定める。

＊地方自治の本旨とは、
「住民自治」と「団体自治」の2つからなり、憲法は、地方公共団体の組織や運営について、この2つに基づいて地方自治法で定める、としているのです。

住民自治とは、地方公共団体の行政は、その住民の意思に基づいて行わなければならない。

団体自治とは、地方公共団体は国から独立した存在として、自らの意思と責任で地方公共団体の事務を処理する。地方自治は、国の介入を排除し住民の自由を保障する、憲法の優れた条文です。

やじりは、大阪市民に戻ってきました。今度は「副首都」という餌をぶら下げて。

その副首都の、法律上の名称を知る必要があります。**「副首都機能の整備の推進に関する法律」**これが正式名称です。副首都に機能がついています。機能つまり「副首都の働きをする」地域、大阪弁で言うと「副首都みたいなもの」なのです。

それもそのはず「首都」を決めた法律がないのに、「副首都」を決められる訳がないのです。

とはいえ、この法律には、見逃せない重要な条項が盛り込まれています。11条：事業の創出には、規制緩和・国及び地方公共団体が保有するデータの事業者による活用促進・外国法人の事業に供する施設の新増設促進。第16条：政府の財政上の措置。というように、副首都みたいなところが、呼び込み型事業と個人情報を開放し、大企業優遇型の事業展開をするのです。

国や地方自治体が持っている個人情報。マイナンバーカードを強制保持させたら、それを民間企業に提供する？？見過ごせない問題です。

国にも地方自治体にも、強力な監視機構が必要です。当面、財政チェックする憲法90条：会計検査院かな。

改めて感嘆する「政令市の権限」

井上伸さんの作画がとてわかりやすい。

政令市の中でもトップクラスの大阪市が村以下の力しか持たない特別区になる。



例えば、政令市が独自事業を行う場合に、知事の承認や許可を得る必要がない。地方交付税を直接受け入れる。大阪市は25年度で268億円。宝くじの利益も26年度96億円という。これらが全部大阪府に吸い上げられる。ちなみに堺市の地方交付税616億円。宝くじ14億円です。大阪市が特別区になるとお隣の堺市は、住民投票なし議会の承認だけで特別区になり、これらのお金が府に吸いとられます。

まだ決まっていないのに「副首都推進局」何してる？

副首都推進局

	R7年度	R8年度	R8-R7
職員数	54人	118人	64人
人件費予算	643,684千円	1,471,472千円	827,788千円

※人件費予算（総務費、大学費）については、補正予算額を含む

情報開示資料では、26年に64人増えて118人着任。人件費は8億円増え14億円に、全部大阪市予算。仕事の内容は…、法律策定の理由で考えると、東京一極集中緩和・災害時の都中枢機能の維持・少子化対策（なんで少子化対策？）、そこで、①都市機能として代替できる施設の確保・体制整備・国機関などの事務所移転②子育て環境整備・教育・養育・良好な居住環境確保③国からの権限移譲……などなどを準備するのでしょうか。「副首都庁舎」も考えてみたい。



YouTubeチャンネル「大阪都構想も住民投票もアカン！！」ぜひ、登録してください

紙面に
6月18日
「希望ある大阪」の
三度目の住民投票
票の集計が、ト
ちから視聴できま
す。